

平成22年度 第3回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成22年10月19日（火） 午前9時30分～11時30分
開催場所	松阪市庁舎第2分館 教育委員会事務局 2階会議室
出席者 (敬称略：50音順)	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 吉川 和男（税理士） 委員 吉田 弘一（三重中京大学名誉教授）
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 廣田 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 池内 調達係長
議題	議題1 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成22年7月から9月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について ・総合評価落札方式の試行について 議題2 抽出事案の審議（吉田委員抽出） 議題3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 ・次回開催日程及び抽出委員の選定

委 員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	・工事の発注状況について 実施入札は165件、内工事が143件、委託が22件で、この3ヶ月間は、昨年の同時期と比較すると約14%増の件数があった。設計金額計は約46億、予定価格計は約45億、請負契約額計は約38億で、平均落札率84.44%、平均参加者14.7者であった。 ・指名停止措置の運用状況について

○価格外評価点の全体に占める割合が 10% となっているが、これを 15%とか 20%と大きくすることも可能だと考えるが、どのように考えているのか？ ○求めるものの評価上の重み付けを具体的に整理していく必要があると判断しているようだが、価格外の評価項目については、総合評価落札方式の趣旨が担保されるような工夫を期待する。	この 3 ヶ月間の指名停止措置は無かった。 ・総合評価落札方式の試行について 総合評価落札方式の試行を下水道管推進工事において 1 件実施し、昨年と同様に平均額型最低制限価格方式にて最低制限価格を算定した。結果として落札率が 79%と昨年と比較すると 1%低い結果となった。 入札においては、従来から価格を重視する形で落札決定をしてきており、特殊な工事で価格外評価となる提案内容等が価格の差以上の評価に値するならばともかく、価格差を覆すには相当の理由が必要であり、通常発注と同等の工事内容で以って、価格外評価で価格の順位を逆転させ落札者を決定するに十分な説明責任が担保できる内容ではないと考えている。 国のマニュアルでは 7～13%のラインが示されており、また、施工計画等の提案内容についての評価項目を設けて審査していく方向も視野に入れていく必要性は認識しているものの、審査側のレベル統一といった実務的な問題をクリアしていかなければならないと考えている。
●抽出事案の審議（吉田委員抽出）	
○落札率が高かった案件又は参加者が少なかった案件を抽出したところ、落札率が 90%以上と高かった案件が 6 件、入札参加者が 5 社以下と少なかった案件が 14 件、落札率が 90%以上で入札参加者が 5 社以下であった案件が 3 件であった。また、特殊	

性・専門性のある工事内容として希望価格型の発注が1件あった。 今回の抽出の内、落札率が高かった6件については、以前から指摘している現行の最低制限価格制度において、予定価格付近の高値で落札するという不合理さが顕著に出た結果のようだがどのように考えているのか？ ○業者の意識を方向転換する意味からも平均額型の試行導入をした方が良いのではないか。 ○平均額型の試行導入についてはこれまでの意見書で何回か指摘しているところであり、今回の結果を平均額型でシミュレーションし、数値的・統計学的な観点から根拠を積み上げて試行導入の基とし上層部に報告してみてもどうか ○今回の総合評価落札方式の落札率が79%だったということから考察すれば、それでも出来るということなのだから、この不合理さを何とか解決したいものである。 ○とにかく試行導入し、実例として介入し研究していく段階であると考える。	今回の結果は特に顕著であったと認識している。この結果を受けて、内部の入札制度研究会を開催したところ、まずは予定価格の85%という現行の最低制限価格制度の中で模索、工夫し何かしら不合理さを防ぐ良案を見出せないかという方向での議論となっており、また、それと並行して平均額型の試行導入をしてはどうかとの意見もある状況である。 確かにこのところは、高い応札額で不合理さが現実となるのを待つ業者が固定してきている傾向が見受けられる。 最低制限価格の算定方法を変えれば、応札額は全く異なる金額となることが予測されるので、参考となるのは難しいと考える。 継続し大きな課題として研究していきたい。
---	--

●随意契約締結に係る意見聴取について

	5件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。 先ず類似する2件について説明する。 ①狛師・幸生ポンプ場施設整備工事 本案件は、狛師・幸生ポンプ場において運転している水中ポンプの整備工事であり、これらの水中ポンプは、近年1年に1度の簡易的な点検しか実施しておらず、今後においても十分な排水を行える施設とするためには、工場にて分解整備を行い消耗品の交換と調整作業が必要であると考えられ、この整備工事では、現在稼動している既設水中ポンプの機能を損なうことなく、機器の整合性を保ちながら分解整備工事を行うことが必要不可欠な条件となる。 当初施工業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等に著しい支障が生ずるおそれがあることや、責任の所在を明確にするためにも、狛師ポンプ場及び幸生ポンプ場新設工事の受注業者である当該業者の他にはないため随意契約するものである。 ②東黒部(旧)排水機場エンジン修繕工事 この東黒部旧排水機場のポンプ設備は、設置以来約37年が経過しており、設備の老朽化にあわせ整備補修を行ってきたが、排水出力の低下が顕著に見受けられるため、この度、排水機場の機能を十分に発揮できるよう主エンジンのオーバーホールを行うものである。このポンプはシステム全体の設計に基づき構成されており、各機器が相互に連携して設備としての機能を満たしていることから、本工事の施工に当たっては、既設設備の設計、構造および機能を熟知していること、また、必要となる機器部品等も特定されることから、材料の調達が容易に出来ることが必要不可欠な条件となる。 当該業者は、既設設備のシステム全体の設計、製作、据付を行い、ポンプ設備の構造、
--	--

○この契約内容と同規模で同経過年数のポンプならばこういった内容及び金額となるといった比較検証する資料は存在するのか。 ○この契約内容の具体的数値（ポンプの規模や性能等）を示すものがないと抽象論になってしまうので、そのような資料を提供して欲しい。 ○当初の設置工事の時に将来のメンテナンスに係る費用も含んで価格競争させて契約する方法はないものだろうか。 委員会としての意見 止むを得ないが、今後当初の契約のあり方（メンテナンス分を含めて）金額の適正さを担保するような資料の徴取について工夫されたい。また、過去のメンテナンス費用の比較等、価格の妥当性の確保について検証されたい。	制御方法等、機能を熟知し、当設備の修繕・メンテナンスも行っており、他業者が本工事を行うのは、構成機器相互の不整合により設備全体の機能や信頼性に著しく支障を生じるおそれがある。従って、本工事を施工できる業者は当該業者の他にはいないため随意契約するものである。 当該業者がポンプの現物を見て、劣化状況や部品の調達量を見積もり、それを以ってのみ金額の算定を行うことが可能な現況であるが、他社の他のポンプ場の現況と比較し、その妥当性を確認しているところである。 次回から資料提供します。 ③平成22年度ごみ焼却施設整備 第二清掃工場のごみ焼却施設は、焼却炉本体については26年、ダイオキシン類削減対策工事により更新した設備についても7年が経過し、毎年、緊急性の高いものから整備を実施して焼却能力の維持に努めているのが現状である。 今回、平成26年新施設稼働までの延命的な施設整備対象として9事業あり、整備対
---	---

○毎年、緊急性の高い設備整備を実施しているとのことだが、年数経過による予定通りの修繕のもので突発的な故障による緊急的は修繕のための予備的な予算は見込んでいるのか。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。またダイオキシン類の環境調査には十分留意されたい。	象設備は、特殊設備であるので、その整備については、特殊部品の調達が必要であり、又、焼却処理能力の低下を招くことなく完成させる技術力が要求される。加えて、日常のごみ処理に停滞を来たさぬよう、ごみピット容量との兼合いをみて極力短期間に整備を遂行できる豊富な経験とダイオキシン類等の有害物質による暴露・拡散防止対策を確実に行之得る知識が要求される。従って、本工事を施工できる業者は当該業者の他にはいないため随意契約するものである。 今回、修繕対象としている事業は、昨年の保守管理業務の中で報告があった焼却能力低下や誤作動の要因となる特に修繕が必要なものとしており、その中で修繕スケジュールを考え今回予算化している。緊急的な修繕は、補正等の対応も考えられる。 なお、特殊部品、特殊設備が多く、また、施設設計業者と施設修繕業者との責任の所在を明確にする意図もあり他の業者に委託することは難しいと考える。 次の 2 件についても類似案件のためまとめて説明する。 ④平成 22 年度開設 60 周年記念蒲生氏郷杯王座競輪に係るスピードチャンネル放映業務委託 本場開催の記念競輪（GⅢ）実況映像及び音声情報を放送番組専用チャンネルで実況中継するものであり、全国の競輪ファン及び電話投票会員への情報提供の役割
---	---

	を担っており、近年の発売状況を考えると必要不可欠なものである。 スピードチャンネルでは、実況放送の他に開催告知・選手情報提供・競輪の魅力PR等、有名選手OB・タレントの出演で約20番組を放映している。CS放送スカイパーフェクTVの約290チャンネル数の内、競輪はスピードチャンネル（6チャンネル（390ch～395ch））のみで放送され、（株）車両スポーツ映像が契約している。本年度についても、三重県内唯一の地上波放送である当該業者を介することとしたい。 理由として、スピードチャンネル実況放送料金は、毎年決定されており金額は昨年度と同じ。本年も、当契約業者を介することで、スピードチャンネルの料金は変わらず、当契約業者の放送局である三重テレビ放送㈱において、新規ファン獲得・競輪の普及・より身近に競輪を感じてもらうことを目的とした広告業務を低コストで行うことができることから、当該業者の他にはいないため随意契約するものである。 ⑤平成22年度松阪競輪開設60周年記念蒲生氏郷杯王座競輪に係るテレビ制作中継業務委託 記念競輪は、年1回行われる開催であり、全国的に場外展開を行っている。FI競輪よりグレードが高いため、より有名選手が参加するレースであり、また地上波のレース中継は、競輪ファンだけでなく、広く人の目に触れる絶好の機会となるため、競輪事業の発展のための基礎となる。 当該業者は、三重県内唯一の地上波放送であり、過去松阪競輪の番組制作等の業務を行っている実績、及び、競輪レース放映業務に精通しており、三重県（松阪競輪・四日市競輪）、愛知県（名古屋競輪場・一宮競輪場・豊橋競輪場）の実績がある。なお、全国的に発売を行うことからレース中継ミスの許さ
--	--

○昨年度の契約金額との価格差はどのような理由か。 ○競輪事業の宣伝効果を得るには、ここと契約をしていかなければならないということですね。 委員会としての意見 止むを得ないが、今後、競輪の売上げ増が図られる PR が必要と思われる。(④) 止むを得ないが、興業収入増が図られるよう努力されたい。(⑤)	れない業務であり、松阪競輪場を熟知している当該業者の他にはいないため随意契約するものである。 オッズチャンネルにかかる放送日が昨年度より本年は2チャンネル増え、チャンネル使用契約単価は昨年度と同様単価であるので、単純にその契約単価金額の増額分が本年の増額分となっている。 現在、スピードチャンネルを利用する競輪ファンの確保と新規ファンの獲得が必要で、事業上、最低限、現状ファンの流出を食い止めていかなければならない。
●その他	
○数件は同一業者の受注が顕著に見受けられるがどうか。	前回の委員会で、造園工事については参加業者数が少ない状況であるが、その様な状況の中で過去数年間の受注状況を整理し確認しておくようにとのご指摘を頂いていた。一部の同一案件では、同一業者の請負が毎年続く状況が見受けられた。これらの案件については、一定の履行の担保を求めることも参加業者を少数にしている要素もあるが、地域要件を準市内業者まで広げることで数社の参加が認められるものの落札に至っていない現状である。 参加業者が少数ということの影響もあるだろうが、落札率から見れば適性と考えられる。ただ、その状況が連続していることに

○この内容については、今後も追跡して注視していく必要があろう。	は懸念は残る。 また、当監視委員会において H19 年に注意文書を出した経過もあってか、H20 年以降は請負業者に変化が確認できるところである。 新規参入を視野には入れているものの大規模な内容をいきなり請負って管理に問題が発生してはいけないので、小額の案件から徐々に実績を重ねてもらい門戸を開いていく方向で検討したい。
●次回開催日程及び抽出委員について	
次回開催日を平成 23 年 1 月 19 日（水）の 13：15～とし、抽出委員は坂本委員とする。	